

別記様式第五(第四十二条の三関係)

面

裏

表

<p>第六条の八 (略)</p> <p>3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯しきつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるとときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。</p>	<p>第六条の八第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。)は」と、「都道府県知事の」とあるのは「認定都道府県知事の」と、第六十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは精算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>十二 第六十三条第一項(第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によつて検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	<p>医療法抜粋</p>
<p>2 (略)</p>		

<p>第 号</p>	<p>官職又は職名 氏　名</p>	<p>年　月　日生</p>	<p>印</p>	<p>(○○都道府県) 印</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>令和　年　月　日発行</p>	<p>医療法第七十条の二十において読み替えて準用する第六条の八第三項及び第六十三条第一項の規定による当該職員の証</p>	<p>年　月　日</p>	<p>写 真</p>	<p>印</p>
----------------	-----------------------	---------------	----------	-----------------------	--------------	-------------------	--------------------------------------------------------------	--------------	----------------	----------